告示

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、令第一号）第三条第六項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件（平成二十二年八月内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

第一号イ中「核技術等に関連するイランによる投資を禁止する措置の対象となる業種として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく核技術等に関連するイランによる投資を禁止する措置の対象となる業種を指定する件（平成二十二年八月外務省告示第三百六十一号）」を「国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる、核技術等に関連するイランによる投資の対象となる業種として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる、核技術等に関連するイランによる投資の対象となる業種を指定する件（平成二十八年一月外務省告示第十九号）」に、「イランによる投資禁止業種」を「安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種」に改める。

第一号ロ及び第二号中「イランによる投資禁止業種」を「安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種」に改める。

○外務省告示第十七号

国際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号（平成二十七年外務省告示第三百六十五号）の決定に基づき、同理事会決議第千六百九十六号、同第千七百三十七号、同第千七百四十七号、同第千八百三号、同第千八百三十五号、同第千九百二十九号及び同第二千二百二十四号に定められた措置が終了したことを受け、平成十九年外務省告示第九十二号、同年外務省告示第九十三号、同年外務省告示第二百九十三号、同年外務省告示第二百九十四号、平成二十年外務省告示第二百五十五号、平成二十二年外務省告示第三百六十号、同年外務省告示第三百六十一号、同年外務省告示第三百六十二号、平成二十二年外務省告示第三百九十四号、同年外務省告示第三百九十五号、平成二十三年外務省告示第三百九十号、同年外務省告示第三百九十一号、平成二十四年外務省告示第六十九号及び平成二十五年外務省告示第五十九号を、平成二十八年一月二十二日限り、廃止する。

平成二十八年一月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第十八号

国際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号（平成二十七年外務省告示第三百六十五号）に関し、同決議附属書B二及び四に基づき、事前に国際連合安全保障理事会の承認を得ることによって加盟国が許可することが可能となる資金移転の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関連する活動を次のとおり指定する。

平成二十八年一月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

一　別表第一号から第六号までに掲げる貨物のイランに住所若しくは居所を有する自然人若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体（政府機関及び政府関係機関を含む。）に対する供給、販売若しくは移転又は当該貨物のイランにおける製造若しくは使用

二　別表第七号から第九号までに掲げる技術のイランに住所若しくは居所を有する自然人若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体（政府機関及び政府関係機関を含む。）に対する供給、販売若しくは移転又は当該技術のイランにおける使用

別表

一　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の二の項の中欄に掲げる貨物（ただし、同項の中欄（一）に掲げる貨物のうち、低濃縮ウランであって、軽水炉用の核燃料要素の一部となっているもの及び同項の中欄（二）に掲げる貨物のうち、軽水炉のための機材を除く。）

二　輸出貿易管理令別表第一の三の項の中欄に掲げる貨物のうち、（二）7に掲げる貨物（六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたベローズ弁に限る。）及び（二）9に掲げる貨物（ウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに限る。）

三　輸出貿易管理令別表第一の四の項の中欄に掲げる貨物（ただし、同項の中欄（一の二）に掲げる貨物のうち、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）第三条第一号の三に掲げる仕様のものを除く。）

四　ロケット若しくは無人航空機に使用することができる弾頭の安全装置、起爆装置又は発火装置

五　電気式の線爆発型の起爆装置若しくは電気式の起爆装置を用いて爆薬表面を同時に起爆できるように設計した装置又はこれらを作動させるための装置

六　ニトロアミン類、トリアミノトリニトロベンゼン、ヘキサニトロスチルベン又はその他の火薬類（結晶密度が一立方センチメートル当たり一・八グラム以上であって、爆速が一秒につき八、〇〇〇メートルを超えるものに限る。）

七　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の二の項の中欄及び四の項の中欄に掲げる技術（ただし、第一号及び第三号において除かれている輸出貿易管理令別表第一における貨物に係る技術については、この限りでない。）

八　外国為替令別表の三の項の中欄（二）に掲げる技術のうち六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたベローズ弁及びウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに係る技術

九　第四号から第六号までに掲げる貨物に係る技術

○外務省告示第十九号

国際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号（平成二十七年外務省告示第三百六十五号）に関し、同決議附属書B二及び四に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる、核技術等に関連するイラン、その国民、イランにおいて設立された若しくはそれらの指示により行動する者若しくは団体、又はそれらにより所有され若しくは管理される団体による投資の対象となる業種を別表のとおり指定する。

平成二十八年一月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

別表

一　次に掲げるものの製造業

イ　ロケット若しくはその打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料

ロ　原子炉、原子力用タービン、原子力用発電機又は核原料物質若しくは核燃料物質